



# トップアンドコア通信

【令和2年2月29日号】

2020年4月より施行される改正民法（債権法）に関連し、労働基準法においても「**賃金請求権の消滅時効を5年**」とする改正案が閣議決定しました。今国会で提出/議論され、早ければ「2020年4月1日」からの施行となります。「当分の間は3年」という経過措置が設けられますが、2020年4月1日以降に支払日が到来する賃金に対して適用されますので、文字通り待ったなし!の状況です。合わせて、賃金台帳等の書類保存期間も「5年（当分の間は3年）」となる点に注意が必要です。

これまで以上に給与計算業務にミスが許されず、より確実な計算/運用が求められます。自社で給与計算を行っている場合のご不安を払拭するため、社会保険労務士法人トップアンドコアでは「給与計算チェック業務」のみのメニューもご用意しております。変更箇所が課税/非課税を含めて適正に反映されているか？月額変更届の対象者は正しく抽出されているか？など、ぜひ、ご相談ください。

## ■ 新型コロナウイルスに関する企業への支援策

まだまだ感染拡大の動きを見せる「新型コロナウイルス」に関し、3月2日からは小・中・高等学校が一斉休校になるなど、個人だけでなく社会的にも大きな影響が予想されます。政府は、企業の経営状況への影響に配慮し、様々な施策を予定しています。

※2月29日現在の情報で記載しております。最新の情報は、適宜、各省庁のHPでご確認ください

### 【厚生労働省】

#### 「雇用調整助成金」の特例措置の対象事業主の範囲を拡大！

現行：日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国（人）関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合（10%）以上である事業主



拡大後：**新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主**

※日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く対象となります



#### <特例措置の内容>

- ・休業等の初日が「令和2年1月24日～令和2年7月23日」までに適用
- ・休業等計画届の事後提出も可能（令和2年5月31日までに提出すること）
- ・直近1ヶ月の销售量/売上高等の指標が前年同期に比べ10%以上減少していること
- ・雇用保険被保険者や受け入れる派遣労働者等の雇用指標が増加している場合でも対象に

### 【経済産業省】 ※ご不明な点は、経済産業省HPでご確認ください

#### 事業者の資金繰りを5,000億円規模で徹底的に支援！

1. 徹底的な資金繰り支援：売上高の減少等の程度に関わらず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資
2. サプライチェーン・観光等：サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援
3. 経営環境の整備：相談窓口の開設、産業界へ下請け配慮要請など



## ■就職氷河期世代（35歳以上 55歳未満）を限定しての募集が可能に！

労働者の募集・採用時、原則、年齢制限が禁止されているところ、就職氷河期世代（35歳以上 55歳未満）を限定して募集・採用することが可能となりました（令和5年3月31日までの時限措置）。

要件：期限を決めない労働契約を締結することを目的として、職業に就いた経験があることを求人  
人の条件にしない場合に限る

募集形態：ハローワークに加え、ホームページでの直接募集や求人広告、民間職業紹介事業者への  
求人の申し込みも可

## ■就職氷河期世代（35歳以上 55歳未満）の採用に助成金が新設されました

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を採用した事業主に対して、これまでは、「特定求職者雇用開発助成金」の「安定雇用実現コース」を利用していたところ、新たに「就職氷河期世代安定雇用実現コース」が設定され、採用の段階で「失業状態」に限らず「非正規雇用労働者」であった場合にまで対象が拡大されています。

支給額：60万円（大企業は50万円）

対象労働者の年齢：雇入れ時の満年齢が35歳以降 55歳未満

対象労働者の正社員経験：過去5年間に正規雇用が通算1年以下、かつ、  
採用前1年間に正規雇用されていないこと



## ■国内で雇用される外国人労働者が、過去最多の165万人に！

厚生労働省が公表した「外国人雇用状況届出の状況（平成30年10月末現在）」において、国内の外国人労働者は7年連続で増加し、前年比14.2%増で過去最多を更新しました。

産業別：「製造業」が外国人労働者数全体の29.7%を占めている

「建設業」「宿泊業、飲食サービス業」も一定の増加を見せている

国籍別：中国人が全体の26.6%を占めて1位（2位はベトナム人、3位はフィリピン人）

ベトナム人が前年比31.9%の増加率で突出（2位はインドネシア人の21.7%増）

外国人労働者増加の要因：

- ・政府が推進している高度外国人材や留学生の受け入れが進んでいること
- ・「永住者」「日本人の配偶者」等の身分系の就労が進んでいること
- ・技能実習制度の活用により、技能実習生の受入れが進んでいること



2019年4月よりスタートした在留資格「特定技能」は同年12月末時点で1,621人（技能実習からの変更が91.7%を占める）であり、政府が目標とした初年度4万人を大きく下回っています。

今後、技能試験の実施国および実施回数を増やすことで一定の増加は見込まれますが、新型コロナウイルスの影響もあり、「特定技能」の大幅な拡大は難しい状況といえます。

## 社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL：03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋 7F TEL：052-589-8753

【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビズネスセンタービル 6F TEL：092-273-0503

E-mail：info@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

